

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務細則は、公益財団法人栃木県農業振興公社（以下「公社」という。）が行う農業後継者育成確保基金事業の業務運営に関して農業後継者育成基金取扱要領（以下「取扱要領」という。）第4条の規定により定める。

(経 費)

第2条 農業後継者育成確保基金事業の実施に要する経費は、公社が毎年度別に定める予算の範囲内で負担するものとし、別表のとおり助成するものとする。

2 農業後継者育成確保基金事業の実施に係る助成金等については、それぞれの事業目的に沿って活用することとし、目的外に使用したとき及び業務細則の規定に違反したとき並びに義務を怠ったとき、公益財団法人栃木県農業振興公社理事長（以下「理事長」という。）は、助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(事業の対象)

第3条 農業後継者育成確保基金事業の対象は、18歳から45歳未満までの青年農業者等とし、それぞれの事業目的に沿って別に定めるものとする。

(事業の実施)

第4条 農業後継者育成確保基金事業の実施に関し、この業務細則に定めのない事項は、毎年度別に定める実施要領及び実施計画によるものとする。

2 農業後継者育成確保基金事業の実施にあたっては、特別の定めのない場合には、公社が実施するものとする。

(報 告)

第5条 助成金の給付を受けた者は別に定める実績報告書のほか、理事長の求めに応じて、その実施状況について報告しなければならない。